

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
1	資料5 ページ 方向性 2項目	<p>文書を下記のとおり変更すること。</p> <p>なお、見直しに当たっては、『(中略)』を念頭に、<u>投票率の向上を最大の目標とし、選挙を(中略)移動支援の方法については、交通手段の乏しい高齢者への車の配車や「移動期日前投票所」の導入するなど(中略)必要がある。</u></p> <p>【変更の理由】</p> <p>①今回の「投票区見直し(案)」が執行経費の節約が最大の目的であるように受け止められる文面が多く誤解される。「投票率の向上が最大の目標である」点を明記すべき。</p> <p>②投票所が大幅に減少することにより、投票所が遠くなるイメージが高くなります。移動困難な人や移動手段のない人の為に配車や「移動期日前投票所」の導入を「検討」でなく、実施することを明記すべきである。</p>	<p>1 町の業務の見直しについて</p> <p>今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援などを踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>2 投票区見直しの目的と投票率について</p> <p>投票区の見直しは、選挙の効率的な管理執行と執行経費の適正化を図ることを目的に検討したものです。</p> <p>投票区見直し以前からの課題である投票率については、投票区の見直し内容の啓発と併せて各種選挙制度の啓発を充実し、投票率の向上を図りたいと考えています。</p> <p>3 移動支援の方法について</p> <p>選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。</p> <p>移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。</p> <p>タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p> <p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にありますが、全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p> <p>【参考】 2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より)</p> <p>①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2) ②臨時バスの運行 14団体 ③その他 ※1 37団体(1団体※2) 合計 195団体(5団体※2) ※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等 ※2 群馬県の実施団体数(内数)</p> <p>4 期日前投票所の複数設置について 期日前投票所(移動期日前投票を含む)の複数設置については、期日前投票所までの移動距離や移動時間の短縮など、選挙人の利便性の向上を図る一つの方法であると考えられますが、大泉町と群馬県内他市町村の期日前投票所1箇所当たりの面積を比較すると一番小さい状況であることや投票日当日と同様に期日前投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)について実施の方向で検討をしていること、投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされていることなどを考慮するとともに、先進地の事例も参考として今後検討して参りたい。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
1	5ページの「方向性」	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮をする必要がある。	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮をする <u>とともに、町民に選挙に関する各種制度について啓発をする必要がある。</u>	投票区見直しに伴い、選挙に関する各種制度(投票区、期日前投票、不在者投票、選挙当日の投票など投票に関する制度や選挙運動、開票に関する制度など)を選挙人に周知や啓発する必要があるため
1	資料7ページ 投票区見直しの考え方【2/2】	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会

(総務部 総務課)

(法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号

役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111

(内線832)

ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール:

senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
2	資料7 ページ 投票区 見直しの 考え方 【2/2】	5ページの「方向性」の変更にもない、下記のとおり変更すること。 ④投票所への移動支援を具体化し実施する。 投票区の見直しにより(中略)投票所への移動支援を行う。 具体的には、高齢者や移動手段のない選挙人に対し、タクシーなど車の配車を町で補助するなど支援を行う。合せて、日別、時間帯(2時間位)で全町・全地域へ移動可能場所を設定し、「移動期日前投票所」を導入する。	番号1に対する町選挙管理委員会の考え方 のとおり

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
2	資料7 ページ 投票区 見直しの 考え方 【2/2】	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場	選挙管理委員会	(総務部 総務課)	(法規行政係)
〒370-0595	住所:大泉町日の出55番1号	役場庁舎	2階(南側)
電話:0276-63-3111	(内線832)	ファクシミリ	0276-63-3921
電子メール:	senkyo@town.oizumi.gunma.jp		

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
3		<p>新投票場へ行くのに遠方になるため、シャトルバスの運行を検討したらどうでしょう。</p>	<p>1 移動支援の方法について</p> <p>選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。</p> <p>移動支援の方法はいろいろあり、シャトルバスについても選択肢の一つではありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。</p> <p>タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p> <p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p> <p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にありますが、全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>【参考】</p> <p>2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より)</p> <p>①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2)</p> <p>②臨時バスの運行 14団体</p> <p>③その他 ※1 37団体(1団体※2)</p> <p>合計 195団体(5団体※2)</p> <p>※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等</p> <p>※2 群馬県の実施団体数(内数)</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
3	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援（ <u>自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減</u> ）を行う。なお、 <u>他の移動支援（デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等）についても検討を行う。</u>	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援（自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減）を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
4		<p>今回の御提案に対し原則的に反対と致す意見です。</p> <p>町執行部、職員の言動は「全ては町の為、町民の為」の行動でなくてはならない。今回の見直し案は「個人の益の為に万人に労を強いる」強権発動としか言い様がない。自治省基準(S44・5・15)においても遠距離対応・過大投票区又たとえ中距離投票区であっても再検討し増設と明記。全て投票率向上を目指している方針を表している。</p> <p>・現在、期日前投票が進んでいるが、これは行動力の有る層の年齢者が日曜日の束縛を嫌う事や当日棄権防止の観点からの行動と読み取れるが、高齢者等は近くの投票所に行きたいと思っている。高齢化が進む中で投票率低下に直結する(高齢者の意思表示の芽を摘み取る行為)</p> <p>今回、庁舎内が共通投票所として当日も利用できることは良い事と思うが移動手段(支援)一つ取っても町内のバス及びタクシー利用等とありますが、タクシー会社とて日常の利用客に見合った台数(経営上)を保持している訳で他市町の台数を確保と言っても本町の要求に対応し切れないのが現実と想う。机上の空論と成る可能性が大きい(町民(選挙に行く方)は朝の仕事を終わして選挙に行き、次に他のことをやるとの計画(1日)の中でタクシーが何時来るのか判らないでは話にならない。絶えず見直し(改革)は必要では有りますが、今回の見直しは何の為に言う見直し(改革)なのか、多大なリスクを抱えて行わなければいけない改革なのか。</p>	<p>1 町の業務の見直しについて</p> <p>今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援など)を踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>2 投票所までの距離と投票率について</p> <p>町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向になっています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0% <p>【参考】</p> <p>障害を持つ者や高齢者等のための投票制度</p> <p>①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票</p> <p>②郵便等による不在者投票</p> <p>※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
		<p>【御提案(例)】 今までの 5投票所と10・20投票所を廃止し役場共通投票所にて (期日前と投票日も) 12投票所を廃止し、西小泉 第11投票所に統合 17投票所を廃止し、吉田東 第3投票所に統合 16と21投票所を廃止し、新たにいずみの杜に共通投票所を開設(新設) (期日前と投票日も) このエリアは新興住宅地で在り共通(期日前)を設ける事で投票率向上に期待が持てる。 凡例ではありますが、上記7減に役場庁舎といずみの杜(期日前、投票日含む)計16投票所(内2は期日前可能)を御提案いたします。</p> <p>尚、事前に一部の地域にリサーチはしてありますが、行動に移す場合には関係行政区に説明会・承認を得る事が必要であると思えます。</p> <p>『全ては町の為にそして町民の為に！！』 追記)丘山第6投票区のリサーチでは高齢化が進み、南小での投票に難色意見が強くそのままとしました。又出来れば古海東の対応御検討願います。</p>	<p>③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等</p> <p>3 投票所が自宅より遠くなることについて 今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。 このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p> <p>4 他団体の投票率について 県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。 2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは、投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動もしやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p> <p>5 移動支援の方法について 選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。 移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p> <p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していただいていた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p> <p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にあります。全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p> <p>【参考】 2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より)</p> <p>①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2) ②臨時バスの運行 14団体 ③その他 ※1 37団体(1団体※2) 合計 195団体(5団体※2)</p> <p>※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等 ※2 群馬県の実施団体数(内数)</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>6 期日前投票所の複数設置について 期日前投票所(移動期日前投票を含む)の複数設置については、期日前投票所までの移動距離や移動時間の短縮など、選挙人の利便性の向上を図る一つの方法であると考えられますが、大泉町と群馬県内他市町村の期日前投票所1箇所当たりの面積を比較すると一番小さい状況であることや投票日当日と同様に期日前投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)について実施の方向で検討をしていること、投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされていることなどを考慮するとともに、先進地の事例も参考として今後検討して参りたい。</p> <p>7 町民の声を聞くことについて 大泉町では、町の重要な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等を広く町民等に公表し、町民等からの意見(提案又は情報を含む。以下「意見等」という。)を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手續として「パブリックコメント」を実施しています。 投票区の見直しに当たり、その内容を町民等に広く公表し、町民等からの意見等(提案又は情報)を求めため、パブリックコメントを実施したものです。</p> <p>8 区長会での説明等について 投票区見直しの方針が決定した場合には、広報おおいずみや町ホームページにおいて投票区見直しの内容、選挙制度の周知をする予定です。 また、投票区見直しの内容や選挙制度の周知のため、必要に応じて区長への説明や文化むら等での説明会を開催することを検討いたしたい。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
4	5ページの「方向性」	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮をする必要がある。	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮をする <u>とともに、町民に選挙に関する各種制度について啓発をする必要がある。</u>	投票区見直しに伴い、選挙に関する各種制度(投票区、期日前投票、不在者投票、選挙当日の投票など投票に関する制度や選挙運動、開票に関する制度など)を選挙人に周知や啓発する必要があるため
4	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 共通投票所について	③ 共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	③ 共通投票所を <u>全ての投票区投票所に併設して</u> 設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
4	15ページの「新たな投票区増設基準による投票区案(投票所案)」	第1投票区(略) 第2投票区(略) 第3投票区(略) 第4投票区(略) 第5投票区(略) 第6投票区(略) 第7投票区(略)	第1投票区(略)※1 第2投票区(略)※1 第3投票区(略)※1 第4投票区(略)※1 第5投票区(略)※1 第6投票区(略)※1 第7投票区(略)※1 ※1 投票区投票所に共通投票所を併設する。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
4	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への <u>移動支援について検討を行う。</u> 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への <u>移動支援を行う。</u> 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場	選挙管理委員会	(総務部 総務課)	(法規行政係)
〒370-0595	住所:大泉町日の出55番1号	役場庁舎	2階 (南側)
電話:0276-63-3111	(内線832)	ファクシミリ	0276-63-3921
電子メール:	senkyo @town.oizumi.gunma.jp		

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
5		<p>投票区見直し案について具申致します。</p> <p>①まず、今回の投票所削減案に反対いたします。</p> <p>根拠は、</p> <p>イ まず今まで投票の中核を占めているシニア世代(高齢者)が自宅より遠くなることから投票に行かなくなる可能性が大である事</p> <p>ロ この傾向の影響から若い世代まで投票離れが連鎖する心配がある。</p> <p>ハ 平成16年以降投票者数も漸減しており上記傾向が表面化している。</p> <p>ニ 見直し案は投票率アップ以外良策とは言えない。</p> <p>②提言</p> <p>イ 区内役員も活用し投票前に投票を促す活動をしてもらう。</p> <p>ロ 18才以上の選挙権取得は高校生の投票意識喚起のため、校内に投票所を設置し登校日に期日前投票させる。</p> <p>ハ 予算削減については地区役員をフル活用し乗り切る。</p> <p>ニ その他</p>	<p>1 投票所までの距離と投票率について</p> <p>町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向になっています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0% <p>【参考】</p> <p>障害を持つ者や高齢者等のための投票制度</p> <p>①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票</p> <p>②郵便等による不在者投票</p> <p>※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。</p> <p>③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等</p> <p>2 投票所が自宅より遠くなることについて</p> <p>今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。</p> <p>このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p> <p>3 他団体の投票率について 県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようであるようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは、投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動しやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p> <p>4 期日前投票所の複数設置について 期日前投票所(移動期日前投票を含む)の複数設置については、期日前投票所までの移動距離や移動時間の短縮など、選挙人の利便性の向上を図る一つの方法であると考えられますが、大泉町と群馬県内各市町村の期日前投票所1箇所当たりの面積を比較すると一番小さい状況であることや投票日当日と同様に期日前投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)について実施の方向で検討をしていること、投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされていることなどを考慮するとともに、先進地の事例も参考として今後検討して参りたい。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>5 高等学校への期日前投票所の設置について 高等学校への期日前投票所の設置については、期日前投票所を高等学校内に設置することにより、若年層の選挙啓発にもなるため、検討をいたしたい。</p> <p>【参考】 2017年衆議院議員総選挙諸事項調査結果(大学等の投票状況に関する調査(2)高校) 期日前投票所数 41 投票所数 172</p> <p>6 事務従事者について 投開票事務従事者については、『その事務の特殊性にかんがみ、選挙の公正や投票の秘密保持を担保する必要があることから、例えば職員でない者については職員の事務を補助する定例的な単純作業にその業務を限定するなど、事務の処理に遺漏のないようにすること。また、その服務規律については、適切に確保されるよう特に留意すること。』(第48回衆議院議員総選挙 選挙特報:第2号 平成29年10月13日)との総務省からの指導に基づき決定しており、選挙事務においては、その処理方法を誤った場合に投票無効や選挙無効といった有権者の不利益になり得るため、町職員で対応をしています。 なお、選挙啓発の観点から、若年層の有権者を投票事務や開票時務の補助者として従事させることについては、検討する必要があると考えています。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
5	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援（ <u>自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減</u> ）を行う。なお、 <u>他の移動支援（デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等）についても検討を行う。</u>	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援（自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減）を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
6		<p>現状を見直し、改革に着手している姿勢に敬意を表します。</p> <p>[反対意見] 投票は、町民が行政に関心を持つ(持たせる)間接的であるものの重きことであり、町民、国民の義務であり権利であることはいふ迄もありません。その投票率が下がる要因は避けるべきです。</p> <p>1) 高齢化が進んでいる状況で、この案だと投票所が遠くなる人が多く行くのを断念する人がかなりでると思う。</p> <p>2) 経費の事ですが7ヶ所にする事で約290万減らせるとなっているが、増える経費(共通投票所の設置コストや移動手段)の試算を行い本当のコストを公表してください。</p> <p>[案を進める場合] 1) 上記 2)のコストを試算した上で区長会で説明したり文化むら、公民館、役場(会議室)等で町民への説明会を実施し、理解させる。</p> <p>2) 案で出された投票所7ヶ所を全て共通投票が可能かどうか試算して検討してください。</p> <p>(もし可能なら選挙する人が自分の行ける投票所へ行く事になり、多少投票率の低下が防げるのでは)</p> <p>以上、私なりに考えてみましたが改革は労が多く効果が少ないのが常ですが、町民目線、町民ファーストに立ち今後の奮闘をお願いします。勝手なことばかり述べさせていただきましたが一町民の意見として参考に</p>	<p>1 投票所までの距離と投票率について 町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向になっています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0% <p>【参考】 障害を持つ者や高齢者等のための投票制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票 ②郵便等による不在者投票 <p>※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等 <p>2 投票所が自宅より遠くなることについて 今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。</p> <p>このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p> <p>3 他団体の投票率について 県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは、投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動もしやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p> <p>4 移動支援の方法について 選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。</p> <p>移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。</p> <p>タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p> <p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にありますが、全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p> <p>【参考】 2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より)</p> <p>①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2) ②臨時バスの運行 14団体 ③その他 ※1 37団体(1団体※2) 合計 195団体(5団体※2) ※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等 ※2 群馬県の実施団体数(内数)</p> <p>5 執行経費について 投票区見直し(案)の歳入歳出の執行経費の内訳は別紙のとおりですが、現状での試算であり、実際の額は増減することもあります。 別添資料参照</p> <p>6 町民の声を聞くことについて 大泉町では、町の重要な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等を広く町民等に公表し、町民等からの意見(提案又は情報を含む。以下「意見等」という。)を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続として「パブリックコメント」を実施しています。 投票区の見直しに当たり、その内容を町民等に広く公表し、町民等からの意見等(提案又は情報)を求めするため、パブリックコメントを実施したものです。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>7 区長会での説明等について 投票区見直しの方針が決定した場合には、広報おおいずみや町ホームページにおいて投票区見直しの内容、選挙制度の周知をする予定です。 また、投票区見直しの内容や選挙制度の周知のため、必要に応じて区長等への説明や文化むら等での説明会を開催することを検討いたしたい。</p> <p>8 投票所の設備について 投票所の設備については、県選管が定めている投票事務処理要領に基づき設置する必要があり、また、共通投票所を投票区投票所に併設して設置することを前提として投票区見直しを考えているため、投票所の候補施設を町や町選挙管理委員会の管理権が及ぶ公共施設としました。 なお、共通投票所を全ての投票区投票所に併設して設置することも可能です。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
6	5ページの「方向性」	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮をする必要がある。	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮するとともに、 <u>町民に選挙に関する各種制度について啓発をする必要がある。</u>	投票区見直しに伴い、選挙に関する各種制度(投票区、期日前投票、不在者投票、選挙当日の投票など投票に関する制度や選挙運動、開票に関する制度など)を選挙人に周知や啓発する必要があるため
6	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 共通投票所について	③ 共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	③ 共通投票所を <u>全ての投票区投票所に併設して</u> 設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
6	15ページの「新たな投票区増設基準による投票区案(投票所案)」	第1投票区(略) 第2投票区(略) 第3投票区(略) 第4投票区(略) 第5投票区(略) 第6投票区(略) 第7投票区(略)	第1投票区(略)※1 第2投票区(略)※1 第3投票区(略)※1 第4投票区(略)※1 第5投票区(略)※1 第6投票区(略)※1 第7投票区(略)※1 <u>※1 投票区投票所に共通投票所を併設する。</u>	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
6	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への <u>移動支援について検討を行う。</u> 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への <u>移動支援を行う。</u> 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、 <u>他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。</u>	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
6	25ページの「選挙の執行にかかる経費」	<p>投票区の見直しにより執行経費(衆議院議員総選挙時)は、概算で290万円程度の減額となる。</p> <p>【衆議院議員総選挙時の概算】 条件 投票区投票所7か所 (共通投票所を設置し移動支援ありの場合)</p> <p>■執行経費(投票区見直し前と見直し後の比較)</p> <p>歳入 1,110万円(約293万円の減) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金</p> <p>歳出 1,188万円(約297万円の減) ※共通投票所設置のための投票システム関連費用と投票所間のネットワーク構築のため工事費用は除く。</p>	<p>投票区の見直しにより執行経費(衆議院議員総選挙時)は、概算で230万円程度の減額となる。</p> <p>【衆議院議員総選挙時の概算】 条件 投票区投票所7か所 (全ての投票区投票所に共通投票所を併設して設置し、移動支援((自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う場合)</p> <p>■執行経費(投票区見直し前と見直し後の比較)</p> <p>【経常経費】 歳入 1,181万円(約221万円の減額) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金</p> <p>歳出 1,252万円(約233万円の減) ※共通投票所設置のための投票システム関連費用と投票所間のネットワーク構築のため工事費用を含む。</p> <p>※歳出の内 共通投票所に関する経費 149万円 移動支援に関する経費 43万円</p> <p>【投票区見直し後の選挙のみに要する経費】 歳入 238万円(皆増) 歳出 483万円(皆増) ※選挙人名簿システム等の改修、オンライン回線工事</p>	投票区見直しによる選挙の執行経費についてより明確にするため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
7		<ul style="list-style-type: none"> 投票を21投票区を7投票区にすると投票率が減少する。 投票を21投票区を人員を削減すれば良い。 投票用紙を電子番号にすれば良い。 	<p>1 投票所までの距離と投票率について 町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向になっています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0% <p>【参考】</p> <p>障害を持つ者や高齢者等のための投票制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票 ②郵便等による不在者投票 <p>※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等 <p>2 投票所が自宅より遠くなることについて 今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。</p> <p>このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p> <p>3 他団体の投票率について 県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。 2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは、投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動もしやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p> <p>4 投票所の人員を削減することについて 選挙においては、投票所に設置すべき者が法令等により決められており、投票管理者は選挙事務の適正な執行のため、必要な事務従事者を配置することが求められています。選挙事務においては、その処理方法を誤った場合に投票無効や選挙無効といった有権者の不利益になり得るため、仮に投票区の見直しをしなかった場合においても、人員を削減することは難しいと考えています。</p> <p>【参考】 1 投票管理者 1人 2 投票管理者の職務代理人 1人 3 投票立会人 2人から5人まで 4 事務従事者(庶務係、受付・名簿対照係、投票用紙交付係、その他)</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>5 投票用紙を電子番号にすることについて</p> <p>投票用紙を電子番号にすることを電子投票又はインターネット投票と理解して回答します。</p> <p>電子投票については、大泉町においても条例を制定することにより、町議会議員及び町長の選挙で実施が可能となりますが、制度開始時に選挙無効となる事案が発生するなど課題が多いため、制度開始から15年以上が経過しましたが条例を制定して電子投票を実施している団体は少ない状況です。町選挙管理委員会としては課題も多いため電子投票を導入する考えはありません。</p> <p>一方、インターネット投票については、町選挙管理委員会で回答できる内容ではありませんが、総務省に設置されている『投票環境の向上方策等に関する研究会』で現在研究中です。(総務省ホームページで資料等の入手は可能)</p> <p>今後、公職選挙法が改正され、投票の方法がインターネットによる投票になった場合は、準備期間が設けられると考えられますので、投票方法等について有権者への周知を行っていきたいと考えています。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
7	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援（ <u>自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減</u> ）を行う。なお、 <u>他の移動支援（デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等）</u> についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援（自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減）を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
8		投票区の見直しには賛成ですが、この案どおりに実施した場合のリスク・・・高齢化社会に増々進んでいる現在では投票率の低下は避けられないと思います。	<p>1 投票所までの距離と投票率について 町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向になっています。</p> <p>【参考】 ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0%</p> <p>【参考】 障害を持つ者や高齢者等のための投票制度 ①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票 ②郵便等による不在者投票 ※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。 ③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>2 投票所が自宅より遠くなることについて 今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。</p> <p>このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p> <p>3 他団体の投票率について 県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは、投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動もしやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
8	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援（ <u>自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減</u> ）を行う。なお、 <u>他の移動支援（デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等）についても検討を行う。</u>	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援（自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減）を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
9		<p>まず、思わず、なに?...反対ですね。手足を縛られる様です。その時々で投票所へもいけない、結果的には率が落ちるのでは。お金の事だけ、節約もいいけど大きなリスクが待っている様ですが、一考をお願いします。</p> <p>利便性の事を思うといくら金が必要なのですか、今のままでいいですよ。</p>	<p>1 町の業務の見直しについて 今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援などを踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>2 移動支援の方法について 選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。</p> <p>移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。</p> <p>タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p> <p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にありますが、全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p> <p>【参考】 2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より) ①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2) ②臨時バスの運行 14団体 ③その他 ※1 37団体(1団体※2) 合計 195団体(5団体※2) ※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等 ※2 群馬県の実施団体数(内数)</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
9	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援（ <u>自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減</u> ）を行う。なお、 <u>他の移動支援（デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等）についても検討を行う。</u>	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援（自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減）を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
10		<ul style="list-style-type: none"> 投票所見直しは投票環境や投票様式の変更等により変更を必要があると考えます。 今回の見直し案では病院や買い物にも出かけるのに不自由をしている障害者や高齢者また、休日等にも出勤している人達は投票執行がしづらくなり執行者の減少にもつながるものと考えます。 移動支援は今後の課題としているが障害者や高齢者で移動が不自由な人が多くなる状況では、方法によっては多大な費用が必要になってしまうことも考えられます。 投票所の設備に関する問題提起もされておりますが、設備の不満や駐車場の問題で投票の執行をしない人は少ないのではないかと考えます。 新案による軽費削減290万円は現行の役場業務の見直しで捻出できる金額ではないかと考えます。また、290万円減額される根拠はわからないが、主なものは人件費ではないかと考えます。特に役場職員の休日出勤や割増し時間外に要する費用は、別途代休を与えてもかなりの費用になると考えます。 たとえば投票場の事前準備は、責任ある指導者のもと、非常勤公務員である区長をはじめ副区長や公民館長等地域役員にお願いします。 選挙当日の事務は、選挙管理規定やその他の規定・法律等に抵触しないとするならば、責任ある監視者のもと信頼できると考えられる公務員OBや区長OBを始めとする各種団体長等の民間人に時間給で事務をお願いしたら軽費削減に繋がるかどうかなど、電子投票を含む多岐にわたる軽費削減案や投票区見直し案を時間をかけて検討する必要があると思います。 	<p>1 町の業務の見直しについて 今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援など)を踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>2 投票所の設備について 投票所の設備については、県選管が定めている投票事務処理要領に基づき設置する必要があり、また、共通投票所を投票所に併設して設置することを前提として投票区見直しを考えているため、投票所の候補施設を町や町選挙管理委員会の管理権が及ぶ公共施設としました。</p> <p>3 移動支援の方法について 選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。 移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。 タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p> <p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にありますが、全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p> <p>【参考】 2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より)</p> <p>①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2) ②臨時バスの運行 14団体 ③その他 ※1 37団体(1団体※2) 合計 195団体(5団体※2) ※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等 ※2 群馬県の実施団体数(内数)</p> <p>4 郵便等による不在者投票の対象者の拡大について 郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持つ有権者で、一定の障害又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が『要介護5』の方に認められているが、投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。 郵便等による不在者投票については、広報やホームページで有権者への周知を行っていきたい。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>5 事務従事者について 投開票事務従事者については、『その事務の特殊性にかんがみ、選挙の公正や投票の秘密保持を担保する必要があることから、例えば職員でない者については職員の事務を補助する定例的な単純作業にその業務を限定するなど、事務の処理に遺漏のないようにすること。また、その服務規律については、適切に確保されるよう特に留意すること。』（第48回衆議院議員総選挙 選挙特報:第2号 平成29年10月13日）との総務省からの指導に基づき決定しており、選挙事務においては、その処理方法を誤った場合に投票無効や選挙無効といった有権者の不利益になり得るため、町職員で対応をしています。 なお、選挙啓発の観点から、若年層の有権者を投票事務や開票時務の補助者として従事させることについては、検討する必要があると考えています。</p> <p>6 選挙事務従事者の振替対応について 選挙事務に出務した職員に対して勤務日の振替が可能かどうか人事担当部局と協議をしていきたい。</p> <p>7 選挙事務や選挙準備への民間人の登用について 選挙事務については、上記5事務従事者についてのとおりです。 投票所の準備については、投票事務従事者が選挙事務を想定して行うことにより、選挙の適正な管理執行にもつながるため、民間人の登用は考えておりません。</p> <p>8 電子投票について 電子投票については、大泉町においても条例を制定することにより、町議会議員及び町長の選挙で実施が可能となりますが、制度開始時に選挙無効となる事案が発生するなど課題が多いため、制度開始から15年以上が経過しましたが条例を制定して電子投票を実施している団体は少ない状況です。町選挙管理委員会としては課題も多いため電子投票を導入する考えはありません。</p> <p>9 インターネット投票について インターネット投票については、町選挙管理委員会で回答できる内容ではありませんが、総務省に設置されている『投票環境の向上方策等に関する研究会』で現在研究中です。 今後、公職選挙法が改正され、投票の方法がインターネットによる投票になった場合は、準備期間が設けられると考えられますので、投票方法等について有権者への周知を行っていきたく考えています。 ※投票環境の向上方策等に関する研究会資料等は、総務省ホームページで入手可能です。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
10	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 共通投票所について	③ 共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	③ 共通投票所を 全ての投票区投票所に併設して 設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
10	15ページの「新たな投票区増設基準による投票区案(投票所案)」	第1投票区(略) 第2投票区(略) 第3投票区(略) 第4投票区(略) 第5投票区(略) 第6投票区(略) 第7投票区(略)	第1投票区(略)※1 第2投票区(略)※1 第3投票区(略)※1 第4投票区(略)※1 第5投票区(略)※1 第6投票区(略)※1 第7投票区(略)※1 ※1 投票区投票所に共通投票所を併設する。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
10	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
11		<p>高齢者の為、近い所の方がありがたいです。 遠くなると選挙は行かないと思います。一度町民に聞いて下さい。説明会をお願いします。</p>	<p>1 投票所までの距離と投票率について 町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向になっています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0% <p>【参考】 障害を持つ者や高齢者等のための投票制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票 ②郵便等による不在者投票 <p>※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>2 投票所が自宅より遠くなることについて 今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。</p> <p>このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p> <p>3 他団体の投票率について 県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは、投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動もしやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
11	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援（ <u>自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減</u> ）を行う。なお、 <u>他の移動支援（デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等）</u> についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援（自宅等⇔投票所間のタクシー料金の軽減）を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
12		<p>・P3駐車場確保ですがP15の案の中で児童館に関しては駐車場の確保ができないところもあるのではないのでしょうか？</p> <p>・小中学校などの体育館などは、P6の②の空調設備が整っていることから外れるのではないのでしょうか？</p> <p>・地域公民館の方が空調に関しては整っているように思います。また、耐震性では、地域公民館に耐震性がないとのことですが、特にP15新提案の第2投票所「大泉町役場」は耐震性に問題があるのではないのでしょうか？</p> <p>・段差に関しては、各地域公民館をバリアフリー化するべきではないのでしょうか？</p> <p>・「選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること」「有権者の利便性、投票環境の低下を招かないようにするに配慮する必要がある」に逆行すると思います。</p> <p>・P13投票所までの距離は、重要だと思えます。いくら移動支援を行っても、距離が遠くなることは人間の心理にとって、選挙から遠くなることに繋がると思えます。</p> <p>・有権者が多い地域少ない地域ではなく、面積を基準に投票所の再検討をお願いいたします。</p> <p>第1投票区は2箇所、第2投票区は3箇所、第4投票区は2箇所、第5投票区は2箇所に計 全11投票区にせめて設置していただくことを要望します。</p>	<p>1 町の業務の見直しについて 今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援など)を踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>2 投票所の設備について 投票所の設備については、県選管が定めている投票事務処理要領に基づき設置する必要があり、また、共通投票所を投票所に併設して設置することを前提として投票区見直しを考えているため、投票所の候補施設を町や町選挙管理委員会の管理権が及ぶ公共施設としました。</p> <p>3 児童館の駐車場について ・東児童館 66台(その他 東小学校南の駐車場借用可) ・西児童館 20台(その他 西小学校職員用の駐車場と併用の駐車場あり) ・南児童館 15台(その他 南小学校の駐車場借用可) ・北児童館 25台(その他 町営駐車場あり) ・役場 160台(職員駐車場) ・西中学校 58台(その他 玄関前に20台程度) ・北中学校 40台(その他 社会体育用、城之内公園利用可) ・図書館 50台(その他 町営駐車場あり)</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
		<p>・見直しをすることは重要であると思いますが、不平等な見直しや利便性や投票率の低下につながる見直しは、するべきではないと思います。今ある投票所を残しつつ、移動支援や共通投票所、ネット投票、郵便での投票など投票率を上げるための努力をするべきであると考えます。選挙は将来を決める重要なことです。そのためのある程度の投資は止むを得ないと考えます。</p>	<p>4 投票所の耐震性について 役場庁舎の耐震性については御指摘のとおりであります。現在、役場機能を他の施設に移転している状況ではなく通常業務も行っているため、選挙本部や投票所を役場にすることについてはやむを得ないと考えています。しかし、その他の投票区投票所については、投票区の見直しに当たり、耐震性があり投票所の設備を一つでも多く備えている施設を選定したものです。なお、投票所候補施設に空調設備がない西小学校及び西中学校の体育館と北中学校交流センターが含まれていますが、空調設備がないため、第2候補としています。</p> <p>5 地域公民館のバリアフリー化について 投票区見直し(案)については、町選挙管理委員会としてのパブリックコメントであるため、地域公民館のバリアフリー化については回答ができませんが、いただきました御意見については、地域公民館を所管する部署に伝えさせていただきます。</p> <p>6 投票所までの距離と投票率について 町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。 2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向にあります。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0%

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>【参考】 障害を持つ者や高齢者等のための投票制度</p> <p>①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票</p> <p>②郵便等による不在者投票</p> <p>※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。</p> <p>③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等</p> <p>7 投票所が自宅より遠くなることについて</p> <p>今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。</p> <p>このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p> <p>8 他団体の投票率について</p> <p>県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。</p> <p>2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは、投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動もしやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>9 インターネット投票について インターネット投票については、町選挙管理委員会で回答できる内容ではありませんが、総務省に設置されている『投票環境の向上方策等に関する研究会』で現在研究中です。 今後、公職選挙法が改正され、投票の方法がインターネットによる投票になった場合は、準備期間が設けられると考えられますので、投票方法等について有権者への周知を行っていきたいと考えています。 ※投票環境の向上方策等に関する研究会資料等は、総務省ホームページで入手可能です。</p> <p>10 郵便等による不在者投票の対象者の拡大について 郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持つ有権者で、一定の障害又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が『要介護5』の方に認められているが、投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。 郵便等による不在者投票については、広報やホームページで有権者への周知を行っていきたい。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
12	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 共通投票所について	③ 共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	③ 共通投票所を 全ての投票区投票所に併設して 設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
12	15ページの「新たな投票区増設基準による投票区案(投票所案)」	第1投票区(略) 第2投票区(略) 第3投票区(略) 第4投票区(略) 第5投票区(略) 第6投票区(略) 第7投票区(略)	第1投票区(略)※1 第2投票区(略)※1 第3投票区(略)※1 第4投票区(略)※1 第5投票区(略)※1 第6投票区(略)※1 第7投票区(略)※1 ※1 投票区投票所に共通投票所を併設する。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
12	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
13		<p>・今回の見直し案に対して、有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮する必要がある。と明記され共通投票所や移動手段の支援とあるがより具体的な方法が記載されていない。また、検討するとあるがそうなると実施しない可能性も残されており、結果として利便性、投票環境の低下だけを招くことにつながりかねない。</p> <p>今回の見直しについて一定の理解を示すが、急激すぎる変化で時期尚早と考える。</p> <p>①現状と課題</p> <p>・そもそもなぜ地域公民館を投票所とした理由とその主旨に対して今回の見直しの祖語は発生しないのか？</p> <p>・費用面以外の効率的な執行がどの様になるのか解らないので、お示しいただきたい。(具体的にどのような支障が出ているのか)</p> <p>・そもそもなぜ他団体より1投票区あたりの面積が小さく設定したのか？その考えと今回の見直しに祖語は発生しないのか？</p> <p>②自治体の投票区の現状</p> <p>・他団体の現状が掲載されているが他団体の投票率が解らない。お示しいただきたい。</p> <p>③選挙の執行にかかる軽費</p> <p>・軽費に関して大まかに記載されているが、一部の工事費用が除かれていたりするので比較ができない。また、移動支援などの新たな費用がどのくらいかかるのか解らないので、具体的にどの項目が減少するのか(人件費など)、どの項目が新たに発生するのか(移動支援など)？</p> <p>④その他</p> <p>・共通投票所、移動手段とあるが場所や方法を検討するとはあるが結果しだいでは実施されない可能性が残されている。</p>	<p>1 そもそも地域公民館を投票所とした理由とその主旨に対する齟齬(そご)について</p> <p>現在の投票区の設置基準や投票所の選定理由を記録した行政文書が存在しないため確認ができませんが、投票区における公共施設や地域の公民館等の位置、投票所としての設備が整っている施設かどうかを判断して、投票区及び投票所を決定したものと考えております。</p> <p>今回の投票区の見直しは、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援など)を踏まえた事務の見直しであり、投票所の設備や共通投票所を投票所に併設して設置することを考慮して、投票所(候補施設)を町や町選挙管理委員会の管理権が及ぶ公共施設としたものです。</p> <p>なお、投票所は選挙ごとに決定し、告示する必要があります。</p> <p>【参考】</p> <p>町児童館 昭和41年12月 1日開設(平成4年参議院選挙まで投票所に使用)</p> <p>北児童館 昭和56年 4月 1日開設(旧中央児童館)</p> <p>西児童館 昭和59年 4月 1日開設</p> <p>南児童館 昭和61年 4月 1日開設</p> <p>南児童館 平成 3年 4月 1日開設</p> <p>町立図書館 昭和51年 4月 1日開設(旧役場庁舎、新館は平成元年度開設)</p> <p>町公民館 昭和48年 3月29日開設(現町公民館)</p> <p>地域公民館</p> <p>現在の地域公民館は昭和49年から昭和57年にかけて開設されたようであるが、以前から地域の公民館は存在していた。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
		<p>具体的に実施するのかわからないのかでお示しいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の見直しによって投票率がどの様に影響してくるのか見解を伺いたい。 ・今回の見直しにあたり、移動手段が限定されてしまう方々との意見交換は実施したのか？ 	<p>2 選挙の効率的な管理執行について</p> <p>今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援など)を踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>投票区の基本は市町村の区域であり、必要に応じて市町村の区域を分けることができるものです。</p> <p>群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっている現状や平成29年の衆議院議員総選挙で期日前投票をした割合が投票者数の4割を超したことなどを考慮しまして、選挙の効率的な管理執行を図るため見直しをするものです。</p> <p>【効率的な管理執行】</p> <p>①共通投票所を投票区投票所に併設することにより、有権者が投票所を選択して投票することができるようになります。</p> <p>②投票区の見直しにより、小規模な投票区がなくなり、選挙に従事する者を有効に使うことができ、また、投票事務に従事する者を減らすことができます。</p> <p>③投票区を見直すことにより、投票区単位で必要であった資材を少なくすることができます。</p> <p>※特に影響が大きいものはポスターの掲示場</p> <p>④効率的な管理執行をする(した)結果、選挙の執行経費の節減になります。</p> <p>3 そもそもなぜ他団体より1投票区あたりの面積を小さく設定したのかについて</p> <p>現在の投票区の設置基準を記録した行政文書が存在しないため確認できませんが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による基準及び旧自治省選挙部長通知による基準に基づき、投票区増設について国や県との協議及び町の財政負担などを考慮した上で、投票区を決定してきたものと考えております。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>4 他団体の投票率について 県内の他団体の投票率は別紙のとおりです。 2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向であり、2017年の衆議院議員総選挙でも同様の結果が出ているようですが、県内の市町村の投票率を見る限りでは投票所までの移動に時間がかかると思われる1投票区あたりの面積が大きい市町村の投票率が低い訳ではなく、逆に投票率が低い団体に1投票区あたりの面積が小さく移動もしやすい平野部に位置する市町(大泉町も含む)が多く含まれています。</p> <p>5 執行経費について 投票区見直し(案)の歳入歳出の執行経費の内訳は別紙のとおりですが、現状での試算であり、実際の額は増減することもあります。 別添資料参照</p> <p>6 共通投票所や移動支援を検討するという記載について 投票区の見直し(案)の概要では、共通投票所及び移動支援について『検討する』と記載してありますが、投票区見直し(案)の投票区見直しの考え方では、共通投票所については、『共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。』と明記をしてあります。 投票所への移動支援については、いろいろな方法があるため『検討する』と記載しましたが、方向性の中で『選挙人の利便性の向上や投票環境の低下を招かないように配慮する必要がある。』と明記してあるとおり、町選挙管理委員会としては、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を基本として検討を行う。)を行いたいと考えています。</p> <p>7 投票所までの距離と投票率について 町選挙管理委員会では投票所までの距離と投票率についての調査は実施していませんが、公益財団法人明るい選挙推進協議会において実施している意識調査において投票所までの移動時間と投票参加率について調査しています。 2016年参議院議員通常選挙時の意識調査結果では、投票所までの移動時間がかかるほど投票参加率は低くなっている傾向になっています。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分未満 投票に行った 80.1% 投票に行かなかった19.9% ・10分未満 投票に行った 74.9% 投票に行かなかった25.1% ・20分未満 投票に行った 63.3% 投票に行かなかった36.7% ・20分以上 投票に行った 60.0% 投票に行かなかった40.0% <p>【参考】</p> <p>障害を持つ者や高齢者等のための投票制度</p> <p>①病院や老人ホーム等(不在者投票指定施設)における不在者投票</p> <p>②郵便等による不在者投票</p> <p>※投票環境の向上方策等に関する研究会より、投票環境の向上のため、要介護3と要介護4の有権者が郵便等による不在者投票が可能となるように対象要件を拡充する旨の報告が総務省にされている。</p> <p>③福祉サービスを活用しての投票所への移動支援等</p> <p>8 投票所が自宅より遠くなることについて</p> <p>今回の投票区の見直しにより投票所が21から7になるため、投票所が遠くなる有権者が多くなることは事実であります。</p> <p>しかしながら、群馬県内の平野部の8市町の1投票区あたりの平均2.34km²と比較すると現在の大泉町は0.86km²(見直し案の投票区7の場合は2.58km²)となっており、また、大泉町と面積が類似する団体と比較すると大泉町の1投票区あたりの有権者数は半分以下となっていることも事実であります。</p> <p>このようなことから、新たな投票区の増設基準に基づき投票区を見直すもので、投票環境の向上のため、投票所までの移動が負担となる選挙人の移動支援や共通投票所の設置を検討しています。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
			<p>9 今回の見直しに当たり、移動手段が限定されてしまう方々との意見交換について 移動手段が限定されてしまう方々とは、徒歩以外(自動車や自転車など)の移動手段を持たず、また、身内による送迎や福祉サービスによる送迎なども受けることができないため、自力で投票所まで行き投票しなければならぬ有権者であると思われませんが、投票区見直しに当たり、移動支援としては、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮して、タクシーでの移動の支援を基本として検討しておりましたので、意見交換はしておりません。</p> <p>10 区長会での説明等について 投票区見直しの方針が決定した場合には、広報おおいずみや町ホームページにおいて投票区見直しの内容、選挙制度の周知をする予定です。 また、投票区見直しの内容や選挙制度の周知のため、必要に応じて区長等への説明や文化むら等での説明会を開催することを検討いたします。</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
13	5ページの「方向性」	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮をする必要がある。	なお、見直しに当たっては、『選挙は町民が政治に参加する重要な機会であること』を念頭に、選挙を公平かつ適正に執行するとともに期日前投票の弾力的運用や共通投票所の設置、移動支援の方法を検討するなど有権者の利便性、投票環境の低下を招かないように配慮をする <u>とともに、町民に選挙に関する各種制度について啓発をする必要がある。</u>	投票区見直しに伴い、選挙に関する各種制度(投票区、期日前投票、不在者投票、選挙当日の投票など投票に関する制度や選挙運動、開票に関する制度など)を選挙人に周知や啓発する必要があるため
13	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 共通投票所について	③ 共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	③ 共通投票所を <u>全ての投票区投票所に併設して</u> 設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
13	15ページの「新たな投票区増設基準による投票区案(投票所案)」	第1投票区(略) 第2投票区(略) 第3投票区(略) 第4投票区(略) 第5投票区(略) 第6投票区(略) 第7投票区(略)	第1投票区(略)※1 第2投票区(略)※1 第3投票区(略)※1 第4投票区(略)※1 第5投票区(略)※1 第6投票区(略)※1 第7投票区(略)※1 ※1 投票区投票所に共通投票所を併設する。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
13	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
13	25ページの「選挙の執行にかかる経費」	<p>投票区の見直しにより執行経費（衆議院議員総選挙時）は、概算で290万円程度の減額となる。</p> <p>【衆議院議員総選挙時の概算】 条件 投票区投票所7か所 (共通投票所を設置し移動支援ありの場合)</p> <p>■執行経費(投票区見直し前と見直し後の比較)</p> <p>歳入 1,110万円(約293万円の減) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金</p> <p>歳出 1,188万円(約297万円の減) ※共通投票所設置のための投票システム関連費用と投票所間のネットワーク構築のため工事費用は除く。</p>	<p>投票区の見直しにより執行経費（衆議院議員総選挙時）は、概算で230万円程度の減額となる。</p> <p>【衆議院議員総選挙時の概算】 条件 投票区投票所7か所 (全ての投票区投票所に共通投票所を併設して設置し、移動支援((自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う場合)</p> <p>■執行経費(投票区見直し前と見直し後の比較)</p> <p>【経常経費】 歳入 1,181万円(約221万円の減額) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金</p> <p>歳出 1,252万円(約233万円の減) ※共通投票所設置のための投票システム関連費用と投票所間のネットワーク構築のため工事費用を含む。</p> <p>※歳出の内 共通投票所に関する経費 149万円 移動支援に関する経費 43万円</p> <p>【投票区見直し後の選挙のみに要する経費】 歳入 238万円(皆増) 歳出 483万円(皆増) ※選挙人名簿システム等の改修、オンライン回線工事</p>	投票区見直しによる選挙の執行経費についてより明確にするため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し（案）について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便 0人・FAX 0人・E-Mail 0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
14	資料31 ページ 投票区 (案)	投票所が離れてしまうことで、さらに投票率が下がってしまうのではないのでしょうか。費用や建物、人の問題から縮小はやむを得ない面もあると思いますが、対応策としてあげられている移動やネットワークなどの課題の実行をお願いしたいと思います。また、期日前投票へさらに参加しやすくなるような工夫などの検討・実施も良いのではないかと思います。	<p>1 町の業務の見直しについて 今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援などを踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>2 投票所の設備について 投票所の設備については、県選管が定めている投票事務処理要領に基づき設置する必要があり、また、共通投票所を投票所に併設して設置することを前提として投票区見直しを考えているため、投票所の候補施設を町や町選挙管理委員会の管理権が及ぶ公共施設としました。</p> <p>3 移動支援の方法について 選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p> <p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p> <p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にありますが、全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p> <p>【参考】2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より)</p> <p>①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2) ②臨時バスの運行 14団体 ③その他 ※1 37団体(1団体※2) 合計 195団体(5団体※2)</p> <p>※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等 ※2 群馬県の実施団体数(内数)</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
14	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 共通投票所について	③ 共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	③ 共通投票所を 全ての投票区投票所に併設して 設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
14	15ページの「新たな投票区増設基準による投票区案(投票所案)」	第1投票区(略) 第2投票区(略) 第3投票区(略) 第4投票区(略) 第5投票区(略) 第6投票区(略) 第7投票区(略)	第1投票区(略)※1 第2投票区(略)※1 第3投票区(略)※1 第4投票区(略)※1 第5投票区(略)※1 第6投票区(略)※1 第7投票区(略)※1 ※1 投票区投票所に共通投票所を併設する。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
14	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	投票区見直し(案)について				
実施担当部署	総務部 (選挙管理委員会)	部	総務課	課	内線 832
意見等の募集期間	平成30年4月13日から平成30年5月26日まで				
意見等の受付件数	15件	14人	(郵便0人・FAX0人・E-Mail0人・持参14人)		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町選挙管理委員会の考え方
15	資料7 ページ ・共通投票所の設置 ・投票所への移動支援	<p>・共通投票所の設置 ・投票所への移動支援</p> <p>投票区の見直しを実現するなら上記2項目を必ず行ってほしいです。特に投票所への移動支援は必要と思います。</p>	<p>1 町の業務の見直しについて 今回の投票区見直しについては、公職選挙法の一部改正(共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、投票所及び期日前投票所への移動支援などを踏まえた選挙事務の見直しであり、町としての事務の見直しの一部です。</p> <p>2 投票所の設備について 投票所の設備については、県選管が定めている投票事務処理要領に基づき設置する必要があり、また、共通投票所を投票所に併設して設置することを前提として投票区見直しを考えているため、投票所の候補施設を町や町選挙管理委員会の管理権が及ぶ公共施設としました。</p> <p>3 移動支援の方法について 選挙は、投票所で投票することが原則であるため、投票区の見直しにより、自宅(居所)から投票所までの距離が遠くなり移動が負担になる選挙人への対応として投票所(期日前投票所も含む)への移動支援について検討を行います。移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしています。タクシーでの移動の支援については、町の施策として実施している『障害を持つ方などの日常の移動支援としての福祉タクシー使用料補助事業』や『高齢により運転免許証を自主返納した方の日常の移動支援としての運転免許証自主返納支援事業』及び『投票所への移動に利用できる福祉サービス』を考慮いたしました。</p> <p>タクシーの台数の確保については、現在、町福祉タクシー事業で契約している事業者を確認したところ多くの事業者より前向きな回答を頂いておりますので、タクシーの利用が一時に集中した場合に希望に添えない場合がないとは言えませんが、従前の投票区投票所にタクシーを利用していた有権者も含め、利便性は向上するものと考えています。</p> <p>なお、2016年の参議院議員通常選挙から移動支援に必要な経費が選挙執行経費として追加されたため、地域の実情を踏まえた移動支援を実施する団体が増加傾向にありますが、全有権者を移動支援(タクシー)の対象として実施している団体は、多くはありません。</p> <p>【参考】2017年衆議院議員総選挙時の移動支援の状況(選挙時報第67巻第2号より)</p> <p>①巡回・送迎バスの運行 158団体(4団体 ※2)</p> <p>②臨時バスの運行 14団体</p> <p>③その他 ※1 37団体(1団体※2)</p> <p>合計 195団体(5団体※2)</p> <p>※1 無料乗車券の発行やタクシー券の交付等</p> <p>※2 群馬県の実施団体数(内数)</p>

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
15	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 共通投票所について	③ 共通投票所を設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	③ 共通投票所を 全ての投票区投票所に併設して 設置することにより選挙人の利便性の向上を図る。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
15	15ページの「新たな投票区増設基準による投票区案(投票所案)」	第1投票区(略) 第2投票区(略) 第3投票区(略) 第4投票区(略) 第5投票区(略) 第6投票区(略) 第7投票区(略)	第1投票区(略)※1 第2投票区(略)※1 第3投票区(略)※1 第4投票区(略)※1 第5投票区(略)※1 第6投票区(略)※1 第7投票区(略)※1 ※1 投票区投票所に共通投票所を併設する。	共通投票所を投票区投票所に併設することを明確にするため
15	7ページの「投票区見直しの考え方【2/2】」 投票所への移動支援について	④投票所への移動支援について検討を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援について検討を行う。	④投票所への移動支援を行う。 投票区の見直しにより投票所への距離が遠くなり、投票所への移動が負担になる選挙人への対応として投票所への移動支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を行う。なお、他の移動支援(デマンド交通「ほほえみ」、シャトルバス等)についても検討を行う。	移動支援の方法はいろいろありますが、選挙人の利便性を考え、タクシーでの移動の支援(自宅等⇄投票所間のタクシー料金の軽減)を実施する方向で検討をしているため

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場 選挙管理委員会 (総務部 総務課) (法規行政係)

〒370-0595 住所:大泉町日の出55番1号 役場庁舎 2階 (南側)

電話:0276-63-3111 (内線832) ファクシミリ 0276-63-3921

電子メール: senkyo @town.oizumi.gunma.jp

別紙 投票区見直し(案)パブリックコメント意見に対する町選挙管理委員会の考え方
執行経費について(衆議院議員総選挙版)

■選挙に関する経費

(共通投票所及び移動支援に関する経費を除く)

歳入(選挙委託金)

(単位:円)

科目	見直し後	現行	差額	備考
投票所経費	2,847,180	6,155,274	-3,308,094	
期日前投票所経費	932,434	932,434	0	
開票所経費	1,134,629	1,134,629	0	
選挙公報発行費	630,000	630,000	0	
候補者氏名等掲示	2,007	5,129	-3,122	
ポスター掲示場費	673,920	1,749,600	-1,075,680	
事務費	2,400,767	2,400,767	0	
不在者投票、在外投票郵送経費	28,672	28,672	0	
投票所入場券郵送経費	1,230,000	930,000	300,000	※郵送経費実費(限度額あり)
最高裁判所裁判官国民審査の経費	20,482	61,446	-40,964	
合計	9,900,091	14,027,951	-4,127,860	

歳出(執行経費)

(単位:円)

科目	見直し後	現行	差額	備考
期日前投票管理者報酬	125,000	125,000	0	
開票管理者報酬	22,000	22,000	0	
投票立会人報酬	225,000	450,000	-225,000	立会人42人⇒21人
期日前投票立会人報酬	213,000	213,000	0	
開票立会人報酬	132,000	132,000	0	
投票事務従事者手当	1,853,000	4,323,000	-2,470,000	投票所事務従事者152人⇒63人
投票準備従事者手当	239,000	0	239,000	投票日前日に投票所の準備
開票事務従事者手当	783,000	783,000	0	
期日前投票事務従事者手当	1,265,000	1,354,000	-89,000	
電話交換手等賃金	24,000	24,000	0	
投票総参加運動推進報償費	50,000	138,000	-88,000	
消耗品	610,000	1,305,000	-695,000	ポスター掲示場の減、消耗品は必要最小限
会議用食糧費	278,000	527,000	-249,000	
出張食糧費	3,000	3,000	0	
印刷製本費	69,000	265,000	-196,000	投票所入場券様式変更による減
通信運搬費	1,716,000	1,015,000	701,000	
手数料	1,117,000	1,134,000	-17,000	
電算業務委託料	454,000	261,000	193,000	投票所入場券様式変更による増
施設管理委託料	13,000	13,000	0	
業務委託料(ポスター掲示場設置撤去)	315,000	729,000	-414,000	ポスター掲示場の減
借上料(投票所借上)	12,000	104,000	-92,000	
借上料(読取分類機)	901,000	901,000	0	※H28参議院選挙から導入
借上料(開票所借上)	129,000	129,000	0	
借上料(その他)	55,000	71,000	-16,000	
合計	10,603,000	14,021,000	-3,418,000	

■ 共通投票所に関する経費

歳入(選挙委託金)

科目	見直し後	現行	差額	備考
共通投票所経費	1,484,600	0	1,484,600	投票区投票所に併設
合計	1,484,600	0	1,484,600	

歳出(執行経費)

科目	見直し後	現行	差額	備考
オンライン回線利用料 (回線工事費含む)	611,600	0	611,600	各投票所にオンライン回線を設営 ※工事費を含む
借上料(パソコン等)	553,000	830,000	-277,000	
システム運用支援	320,000		320,000	当日投票システムWEB版
合計	1,484,600	830,000	654,600	

■ 投票所等への移動支援に関する経費

歳入(選挙委託金)

科目	見直し後	現行	差額	備考
移動支援経費	429,200	0	429,200	
合計	429,200	0	429,200	

歳出(執行経費)

科目	見直し後	現行	差額	備考
業務委託料(移動支援)	429,200	0	429,000	
合計	429,200	0	429,200	

歳入額	11,813,891	14,027,951	-2,214,060	
歳出額	12,516,800	14,851,000	-2,334,200	
差引額	-702,909	-823,049	120,140	

■ 投票区見直し後の選挙時のみにかかる経費

歳入(選挙委託金)

科目	見直し後	現行	差額	備考
共通投票所経費 (当日投票システムバージョンアップ等分)	2,166,667	0	2,166,667	
共通投票所経費 (オンライン回線工事分)	214,927	0	214,927	
合計	2,381,593	0	2,381,593	

歳出(執行経費)

科目	見直し後	現行	差額	備考
電算業務委託料 (投票区見直しシステム改修)	540,000	0	540,000	行政総合システムG.Be_Uの改修
備品購入費 (当日投票システムバージョンアップ等分)	3,900,000	0	3,900,000	共通投票所設置の場合
オンライン回線利用料 (回線工事費)	386,868	0	386,868	共通投票所設置の場合
合計	4,826,868	0	4,826,868	

群馬県内の市町村の1投票区あたりの選挙人名簿登録者数及び面積調

番号	都道府県名	市町村名	人口 (H27.10.1)	面積(km ²) (H29.10.1)	選挙人名簿 登録者数 (H30.3.1)	1投票区あたりの		H29年衆議院選挙時				H29年衆議院選挙時移動支援		H29衆院選 投票率 (比例) (%)	
						投票区数 (H29衆院選)	選挙人名簿 登録者数 (人)	面積 (km ²)	期日前投票 所数	面積 (km ²)	ポスター掲示 場数	面積 (km ²)	巡回バス、乗合タク シー、デマンドタク シー、送迎自動車など		対象地域
26	群馬県	片品村	4,390	391.76	3,998	8	500	48.97	1	391.76	61	6.42			86.66
15	群馬県	上野村	1,228	181.85	1,064	8	133	22.73	1	181.85	62	2.93	送迎バス	災害交通困難地域1投票区	78.30
16	群馬県	神流町	1,956	114.60	1,818	15	121	7.64	2	57.3	107	1.07	送迎車	投票区統合地域1投票区	75.35
20	群馬県	中之条町	16,842	439.28	14,289	26	550	16.9	2	219.64	185	2.37			68.16
18	群馬県	南牧村	1,980	118.83	1,858	11	169	10.8	1	118.83	84	1.41	送迎車	投票所見直し地域1投票区	67.69
25	群馬県	東吾妻町	14,116	253.91	12,399	22	564	11.54	1	253.91	170	1.49			66.63
24	群馬県	高山村	3,679	64.18	3,120	10	312	6.42	1	64.18	72	0.89			66.27
27	群馬県	川場村	3,648	85.25	2,791	5	558	17.05	1	85.25	39	2.19			65.25
21	群馬県	長野原町	5,477	133.85	4,944	5	989	26.77	2	66.93	43	3.11			64.24
28	群馬県	昭和村	7,355	64.14	6,000	8	750	8.02	1	64.14	60	1.07			62.85
17	群馬県	下仁田町	7,633	188.38	7,029	15	469	12.56	1	188.38	110	1.71			61.06
22	群馬県	嬬恋村	9,787	337.58	8,361	13	643	25.97	1	337.58	99	3.41			60.91
29	群馬県	みなかみ町	19,356	781.08	16,983	20	849	39.05	3	260.36	157	4.98			59.94
31	群馬県	板倉町	15,024	41.86	12,682	11	1,153	3.81	1	41.86	76	0.55			59.87
32	群馬県	明和町	11,042	19.64	9,475	7	1,354	2.81	1	19.64	43	0.46			59.56
19	群馬県	甘楽町	13,210	58.61	11,380	4	2,845	14.65	1	58.61	33	1.78	デマンドタクシー	投票区見直し地域全投票区	59.22
23	群馬県	草津町	6,512	49.75	5,563	6	927	8.29	1	49.75	44	1.13			59.20
13	群馬県	榛東村	14,338	27.92	12,202	5	2,440	5.58	1	27.92	39	0.72			56.94
35	群馬県	邑楽町	26,423	31.11	22,431	12	1,869	2.59	1	31.11	86	0.36			55.58
33	群馬県	千代田町	11,331	21.73	9,454	7	1,351	3.1	1	21.73	48	0.45			55.39
11	群馬県	安中市	58,529	276.31	50,707	49	1,035	5.64	2	138.16	326	0.85			54.79
10	群馬県	富岡市	49,760	122.85	41,658	27	1,543	4.55	2	61.43	198	0.62			54.46
14	群馬県	吉岡町	21,086	20.46	16,925	8	2,116	2.56	1	20.46	57	0.36			53.30
9	群馬県	藤岡市	65,723	180.29	56,008	41	1,366	4.4	2	90.15	289	0.62	巡回車	投票区統合地域2投票区	53.24
6	群馬県	沼田市	48,697	443.46	41,550	35	1,187	12.67	3	147.82	254	1.75			53.23
2	群馬県	高崎市	370,751	459.16	310,593	108	2,876	4.25	8	57.4	798	0.58			52.97
34	群馬県	大泉町	41,213	18.03	29,294	21	1,395	0.86	1	18.03	135	0.13			52.50
3	群馬県	桐生市	114,760	274.45	97,705	61	1,602	4.5	3	91.48	427	0.64			51.64
8	群馬県	渋川市	78,426	240.27	67,809	59	1,149	4.07	6	40.05	396	0.61			51.14
30	群馬県	玉村町	36,653	25.78	30,432	12	2,536	2.15	1	25.78	85	0.3			49.92
1	群馬県	前橋市	336,199	311.59	281,168	100	2,812	3.12	17	18.33	721	0.43			49.77
12	群馬県	みどり市	50,942	208.42	42,419	24	1,767	8.68	3	69.47	172	1.21			49.56
5	群馬県	太田市	219,896	175.54	177,362	71	2,498	2.47	4	43.89	501	0.35			49.24
7	群馬県	館林市	76,676	60.97	63,245	28	2,259	2.18	1	60.97	199	0.31			47.92
4	群馬県	伊勢崎市	208,838	139.44	167,235	73	2,291	1.91	7	19.92	502	0.28			47.64
		群馬県	1,973,476	6,362	1,641,951	935	1,756	6.8	86	73.98	6,678	0.95			51.97

※人口は、平成27年国勢調査人口速報集計の数値である。(総務省統計局ホームページより)

平成30年6月20日現在

※面積は、平成29年都道府県全国市区町村別面積調の数値である。(国土地理院ホームページより)